

ワールドホールディングスグループ人権方針

ワールドホールディングスグループは、「世界中にあらゆる人が生きるカタチを創造することで人々の幸せと社会の持続的発展を実現する」ことをパーパスとして掲げております。

グループに関わるすべての人々の人権を尊重することは事業活動の前提であり、持続可能な社会を実現するために必須な取り組みであることを理解しております。

ここに、ワールドホールディングスグループ人権方針を策定し、本方針に基づき企業としての人権尊重の責任を果たすべく力を尽くします。

1. 人権に対する基本的な考え方

株式会社ワールドホールディングスおよびグループ企業の全ての役員、従業員（以下、私たちと呼びます）は、「国際人権章典（世界人権宣言および国際人権規約）」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関する国際規範を支持・尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、ワールドホールディングスグループのすべての役員、従業員に適用されます。また、私たちは、自社のサービス・製品に関係するすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 適用法令の遵守

私たちは、事業活動を行う国と地域において適用される法令を遵守し、国際的に承認された人権を尊重します。

4. 人権尊重の責任

私たちは、事業活動において影響を受ける人びとの人権を尊重し、侵害しないことを約束します。

私たちは、性別・年齢・国籍・人種・思想・信条・宗教・障がい・性自認・性的指向などによるあらゆる差別とハラスメントを容認しません。

私たちは、強制労働、人身取引、児童労働を禁止し、結社の自由と団体交渉権、安全で健康な作業環境を保障します。

5. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築することで、自らの事業活動が人権に与える負の影響を特定するとともに、その未然防止および軽減を図ります。また、取り組みの実効性を評価することで継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、本方針が事業活動において適切に実践されるよう、本方針の周知および人権尊重に関する適切な教育・啓発を行います。

7. 救済

私たちの事業活動が、人権に与える負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、あるいはビジネスパートナー等を通じた人権に与える負の影響が明らかとなった場合には、国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

8. 責任者

私たちは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

9. 情報開示

私たちは、自らの人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイトなどで開示します。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

2023年7月20日

株式会社ワールドホールディングス
代表取締役会長兼社長
伊井田 栄吉